

令和2年12月21日

税理士法人 みらい経営

代表 神緒 美樹 殿

GLOBAL UNION (認証番号101)

首都圏青年ユニオン連合会

福岡県福岡市博多区博多駅東2-8-27

博多駅東パネスビル2F

執行委員長

組合員



最終通知書

貴殿より令和2年12月7日付けメールにてご連絡頂きました当組合への回答（以下、「12月7日付回答」といいます）につき、以下の通りご連絡させていただきます。

当組合はこれまで、貴法人から不当解雇された の権利を回復させると共に、貴法人の意見もお伺いし、両者が遺憾なく和解出来るよう、尽力して参りました。

しかし、貴殿は、12月7日付回答にて「恐縮ですが、ご要望は全て拒否させていただきます。」との一文のみの返答をされ、 の主張どころか、当組合の話すら聞く耳を持たず、とりつく島もない状況です。

当該対応は、慇懃無礼かつ理不尽極まりない態度であり、使用者としてあるまじき対応であるかと存じます。

当組合と致しましては、手前勝手な理由から職員を不当解雇し、労働基準法その他の法令を一切遵守せず、歩み寄りの姿勢の全く見られない貴法人に対し、これ以上配慮する必要はないと判断致しました。

つきましては、令和2年11月13日付回答書にてご提案させて頂きました和解案にご同意頂けない場合であり、かつ、令和3年1月15日までに団体交渉の第1回期日を開催することが出来ない場合は、 の速やかな権利回復のため、ハローワークへ離職理由調査を依頼すると共に、労働基準監督署に対し、「違法な労務管理及び不当解雇を行っている悪質な税理士法人が存在する」旨を通報させて頂き、併せて、税理士会及び貴法人の取引銀行に対し、一連の経緯を、証拠書類を提示した上で協力要請を行わせていただきます。

なお、団結権の行使として、上記とは別途、貴法人のこれまでの不誠実極まりない対応を周知するための街頭及びインターネット上でのビラまき活動も実行させていただきますので、悪しからずご了承下さい。

最後に、本書面への回答は、令和2年12月24日（木）までに、書面又はメールにてご連絡下さい。

以上